公益財団法人庭野平和財団

寄附金等取扱規程

(目的)

(受入基準)

- 第2条 当財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その 寄附金等を受け入れることができないものとする。
 - (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事長が当財団の運営上支障があると認める条件
 - (2) 寄附金等を受け入れることにより、当財団の業務、財政、又は名誉に負担又は支 障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成 に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の種類)

- 第3条 当財団が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。
 - (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 指定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定して寄 附した寄附金
- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む

(寄附金等の募集)

- 第4条 寄附金等の募集においては、以下を厳守する。
 - (1) 粗野な言動や不快を与えるような寄附金等の募集は行わないこと
 - (2) 寄附の目的及び使途について誤解を与えるような行為を行わないこと

(受入手続き)

第5条 寄附金を当財団に寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む) にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 当財団は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振 込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

- 第6条 一般寄附については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可とする。
- 2 指定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

(受領書等の送付)

- 第7条 一般寄附金又は指定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者 に送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、当財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領 年月日を記載するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、 理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 平成23年2月10日施行